○外務省告示第三百二十八号

平成二十三年八月三十一日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十三年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　ジョゼット・シーラン事務局長

○外務省告示第三百二十九号

平成二十三年八月三十一日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十三年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　ジョゼット・シーラン事務局長

○外務省告示第三百三十号

平成二十三年八月三十一日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十三年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　ジョゼット・シーラン事務局長

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町田部字種屋敷一、三五の一五・字田屋一九の四・七三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第二〇地割字堀ノ内一三三（次の図に示す部分に限る。）、葛巻第二一地割字坊里二八、字向田代二三九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町松川字三室平五九・六三の一・九三・一一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三室平五九、九三、一一七、六三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町老松字沼野沢二の三、二の一・四七の五・六〇・六一・字小沼二〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町小川一七号駒ノ坂二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町東黒田一号長岩一二から二七まで、二号何所松九の一、一〇から一八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一号長岩一六、二四、二号何所松九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）